

Legal Networks

03

★労働時間の適正把握に関する新ガイドラインが公表されました（H29.1.20）

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

○ 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
(1) 原則的な方法
 - ・ 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - ・ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

長時間労働が社会問題化していることを受けて、今年1月20日に厚生労働省から「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が公表されました。

左ページはそれに関するリーフレットの一部です。

使用者は従業員の労働日数・労働時間数を把握し、賃金計算をすると同時に賃金台帳に記載するものとされています。（労基法108条）

記録に残された労働時間数とそれをもとに計算された賃金額が、法定により算出する額以上のものであれば問題はありませぬ。

しかし、前提として記録に残っている労働時間数がそもそも適正なものかどうか、ということの問題視してこのようなガイドラインが出されました。

◇労働時間の考え方（範囲）が適正かどうか

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間にあたります。

労働時間に該当するか否かは、労働契約・就業規則・労働協約等の定めのかんにかかわらず、客観的に評価されるべきものとされています。

◇自己申告制により始業・終業時刻の記録は適正かどうか

従業員の中にはなんらかの理由で自己申告する時間数にブレーキをかける人がいます。人事考課の評価のためやそれ以外の理由も考えられます。

ガイドラインでは時間外労働の上限を設け、上限を超える申告を認めないというような使用者の措置を禁止しています。

また、時間外労働削減のための社内通達や時間外労働手当の定額支払の措置が従業員の適正な労働時間申告を阻害する要因になっていないかにも触れ、確認することを求めています。

ご興味があれば、厚生労働省のホームページからガイドラインをご覧になってみてください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/roudoujikan/070614-2.html

3月の労務管理スケジュール

労務

3/1~3/31
2月分の社会保険料の納付

労務

3月分（4月納付分）から
協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が変更

税務

3/1~3/10
2月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyuio.io>
TEL:03-6403-0861

2017.3月号